

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成17年2月7日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規則第2号

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京農工大学学則(16 経教規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 修士課程及び博士課程(第45条・第46条)」を「第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程(第45条 - 第46条の2)」に、「第10節 博士前期課程及び修士課程」を「第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程」に改める。

第2条第2項中「連合農学研究科」の次に「技術経営研究科」を加える。

第10条中「連合農学研究科」の次に「、技術経営研究科」を加える。

第16条第1項第1号中「日曜日及び土曜日」を「日曜日」に改め、第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

二 土曜日(技術経営研究科を除く。)

第16条第2項中「第4号から第6号」を「第5号から第7号」に改める。

第22条第1項中「及び連合農学研究科長」を「、連合農学研究科長及び技術経営研究科長」に改め、第2項中「及び連合農学研究科教授会」を「、連合農学研究科教授会及び技術経営研究科教授会」に改める。

第32条第1項中「当該教育部教授会等」の次に「(技術経営研究科教授会を除く。)」を加える。

第33条第1項中「当該教育部教授会等」の次に「、技術経営研究科教授会」を加える。

「第1節 修士課程及び博士課程」を「第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程」に改める。

第46条の次に次の1条を加える。

(専門職学位課程)

第46条の2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第48条の見出しを「(教育部及び技術経営研究科)」に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 技術経営研究科の課程は、専門職学位課程とする。

第51条第1項中「及び生物システム応用科学教育部」を「、生物システム応用科学教育部及び技術経営研究科」に改め、「当該教育部」の次に「又は技術経営研究科」を加える。

第53条中「及び連合農学研究科」を「、連合農学研究科及び技術経営研究科」に改める。

第54条第3項の次に次の1項を加える。

4 技術経営研究科の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

第56条第1項中「農学教育部の修士課程」の次に「並びに技術経営研究科の専門職学位課程」を加え、第2項第1号、第2号及び第5号中「修士の学位」の次に「又は専門職学位」を加える。

第61条第1項中「各教育部」の次に「又は技術経営研究科」を、「当該教育部教授会」の次に「又は技術経営研究科教授会」を加える。

第63条第2項中「又は連合農学研究科の博士課程」を「、連合農学研究科の博士課程又は技術経営研究科の専門職学位課程」に改める。

「第10節 博士前期課程及び修士課程における教育課程並びに履修方法」を「第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法」に改める。

第65条第1項中「各教育部」の次に「及び技術経営研究科」を、第2項中「当該教育部」の次に「及び技術経営研究科」を加える。

第66条第1項中「及び生物システム応用科学教育部の博士前期課程」を「、生物システム応用科学教育部の博士前期課程及び技術経営研究科の専門職学位課程」に改め、第2項中「学生」を「各教育部の学生」に改め、第3項中「当該教育部」の次に「及び技術経営研究科」を加え、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 技術経営研究科の学生は、在学期間中に第1項の教育課程に従い、所定の授業科目を

履修して46単位以上を修得しなければならない。

第66条の次に次の2条を加える。

(履修科目の登録の上限)

第66条の2 技術経営研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。

(成績評価基準)

第66条の3 技術経営研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

2 技術経営研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

第72条中「学生」を「各教育部及び連合農学研究科の学生」に改める。

第74条の次に次の1条を加える。

(専門職学位課程の修了)

第74条の2 技術経営研究科の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第66条第3項に規定する単位を修得した者については、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。

第75条第1項中「修士課程又は博士課程」を「修士課程、博士課程又は専門職学位課程」に改め、「連合農学研究科の博士課程 博士(農学)又は博士(学術)」の次に「技術経営研究科の専門職学位課程 技術経営修士(専門職)」を加える。

第76条第1項中「10単位」の次に「(技術経営研究科にあつては16単位)」を加える。

第79条第1項中「当該教育部教授会」の次に「又は技術経営研究科教授会」を、「当該教育部」の次に「又は技術経営研究科」を加え、第2項中「10単位」の次に「(技術経営研究科にあつては16単位)」を加え、「及び第71条第2項」を「、第3項又は第71条第2項」に改める。

第80条第2項中「当該教育部教授会」を「当該教育部教授会等」に改める。

第81条第2項中「当該教育部教授会等」の次に「(技術経営研究科教授会を除く。)」を加える。

附 則 (17 経教 規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 連合農学研究科の収容定員は、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、平成 17 年度及び平成 18 年度においては、次の表のとおりとする。

教育部等名	専攻名	平成 17 年度	平成 18 年度
連合農学研究科	生物生産学専攻	44 人	56 人
	生物工学専攻	21 人	26 人
	資源・環境学専攻	16 人	20 人
	計	81 人	102 人

- 3 技術経営研究科の収容定員は、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、平成 17 年度においては、次の表のとおりとする。

教育部等名	専攻名	平成 17 年度
技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	40 人

別表第 2 中

「

連合農学研究科	生物生産学専攻	-	-	12	36
	生物工学専攻	-	-	6	18
	資源・環境学専攻	-	-	4	12
	計	-	-	22	66
合 計		441	882	104	312

」を

「

連合農学研究科	生物生産学専攻	-	-	22	66
	生物工学専攻	-	-	10	30
	資源・環境学専攻	-	-	8	24
	計	-	-	40	120
技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	40	80	-	-
	計	40	80	-	-
合 計		481	962	122	366

」に改める。